

## 木造住宅除却工事費補助金

# 補助金申請の手引き

住宅倒壊による被害を未然に防ぐため、倒壊の危険性のある木造住宅の除却工事を行う場合、一定の条件(条件については建築指導担当に問い合わせ下さい)を満たす方は、市の補助を受けることができます。下記の条件に適合し、補助を希望する方は下記の説明に沿って、補助の手続きを進めて下さい。※補助金には予算限度がありますので、あらかじめご承知おきください。

### 補助を受けるための条件

#### 1. 申請者自ら一戸建ての木造住宅を所有していること。

- 借家、共同住宅及び長屋住宅は対象になりません。
- 所有者が複数いる場合は、全員の同意が必要です。

#### 2. 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工された一戸建ての2階建て以下の木造在来工法によって造られている住宅で、倒壊する可能性のあるもの。

(注)昭和56年6月1日以後に増築・改築をした場合は、補助の対象になりません。

- 事務所や店舗等、住宅の用途以外と併用の場合は延べ面積の半分以上が住宅として使用されている必要があります。また、木造一戸建てでも、ツーバイフォー工法、木質パネル工法、丸太組工法等の住宅は対象になりません。
- 建築基準法等に違反している場合は対象外です。

#### 3. 市税を滞納していないこと。

#### 4. 過去に耐震改修工事に係る補助金の交付を受けていないこと。

#### 5. 耐震診断の結果、上部構造耐力の評点が1.0未満又は容易な耐震診断調査票で倒壊の危険性があると判断されたもの。

※容易な耐震診断調査票・・・「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和6年1月30日付け国住市第40号)の別添の旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

#### 6. 除却工事を行う者(施工者)の条件

- 野田市内に本店、支店、営業所等を開設している者で、建設業法の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者
- 野田市内に本店、支店、営業所等を開設している者で、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた者

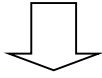
#### 7. 補助する金額

- 補助対象経費の23% (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、200,000円を限度とする。
- 補助金は請負者に市が支払います。(代理受領制度。詳しくは建築指導担当まで)

## 補助を受けるまでの流れ

### 1. 事前相談

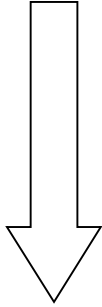
- ・・・補助対象の要件チェック
- ・不明な場合は建築指導担当にお問い合わせ下さい
- ・契約前、工事着手前に申請



### 2. 補助金の申請

- ・・・補助金交付申請書

- 必要書類
- ①登記事項証明書等
  - ②除却工事に係わる見積書の写し
  - ③耐震診断結果報告書又は容易な耐震診断調査票
  - ④木造住宅の図面及び外観写真
  - ⑤所有者が複数いる場合は、除却の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類
  - ⑥施工者の資格を証する書類
  - ⑦記載事項証明書【納税に関する事項】



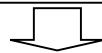
### 3. 交付の決定

- ・・・補助金交付決定通知書

☆中止又は変更が生じる場合は、再度申請が必要です。



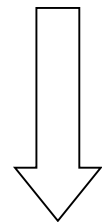
### 4. 除却工事を実施する



### 5. 除却工事完了

- ・・・完了報告書

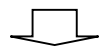
- 必要書類
- ①除却工事完了報告書
  - ②除却工事に関する契約書の写し
  - ③除却工事に要した費用の領収書の写し
  - ④除却工事写真
  - ⑤委任状



※代理受領制度により、補助金は施工者に支払われます。施工者には、契約額から市補助金を差し引いた金額を支払ってください。

### 6. 額の確定通知

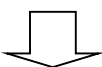
- ・・・補助金交付額確定通知書



### 7. 補助金の請求

- ・・・補助金交付請求書

☆3月15日までに請求して下さい。



### 8. 補助金の支払い

問い合わせ 野田市役所 都市計画課建築指導担当  
04-7199-7603(直通)  
04-7125-1111(代表)(内線 2686・2994)